

会 議 録

会 議 名	平成30年度第3回野田市廃棄物減量等推進審議会
議題及び議題毎の公開又は非公開の別	議案第1号指定ごみ袋制度について（公開） 議案第2号ごみ減量施策等の推進について（第6次答申案）（公開）
日 時	平成31年2月27日（水） 午後2時から午後3時30分まで
場 所	野田市役所 高層棟 8階 大会議室
出 席 委 員	木村 吉郎 山本 和也 小林 明雄 渡邊 康子 澤田 修 松川 恵美 横川しげ子 柴田 貴美 林 元夫 石原富美子 岩本 光善 根本 富雄 渡邊 邦夫 柳沢 享二 小川原 喬 池端えり子 知久 浩 平井 和子
欠 席 委 員	澤田 好子 瀧川 雅子 本田 恵美 石原 和子 石山美代子 西村 久行 吉川 眞弘 藤井 愛子 四方 薫 佐藤仲三郎
事 務 局	野田市長 鈴木 有 環境部長 柏倉 一浩 環境部次長兼環境保全課長 坂齊 和実 清掃計画課長 宮田 明 清掃第一課長 岡安 雄一 清掃第一課主幹兼課長補佐 横張 孝雄 清掃計画課長補佐 小沼 京治 清掃計画課ごみ減量係長 茂木 大介 清掃計画課主任主事 赤津 佑樹 清掃計画課主事補 小林 司幸
傍 聴 者	無し
議 事	平成30年度第3回野田市廃棄物減量等推進審議会の会議結果（概要）は、次のとおりである。
1 開会 小沼清掃計画課長補佐	

平成31年2月27日午後2時、開会を宣言した。

会議の成立について報告した。会議の公開及び傍聴について説明した。会議録作成のため、録音をすることについて了解を得た。

2 市長挨拶

3 会長挨拶

4 議事

会長

議案第1号の説明を求めた。

茂木清掃計画課ごみ減量係長

議案第1号について説明をした。

会長

議案第1号に対し、質問・意見を問うた。

A委員

基本的には反対の立場ではないが、指定ごみ袋制度が出来て、1/4世紀を経ており、ただ賛成ということで終わらせていいのかという思いがあるので話をしたい。昨年、事務局に近隣他市の状況について調査をお願いしていたが、本日詳細な説明があった。近隣市については流山市、我孫子市を除くと市指定様式の袋を業者が製造し、販売店で販売する方式ということになっている。先日皆様もテレビを見たかもしれないが、土浦市が40リットル袋10枚160円を45リットル袋10枚500円に3倍アップするとのことで、市民の知らないうちに上げたというような声がニュースになっていた。ついでに野田市がごみ減量に成功した自治体ということで、私のところにごみ減量の実態ということで取材に来て10分ほど放映があった。このような方式の袋についていろいろパソコン等を見たが、概ね関東圏では500円から600円程度で売っているのが実態のようだ。この価格アップは土浦市もごみの減量に効果があるということを言っていた。いずれにしても環境省の資料等を見ても全国で有料化の傾向にあると言われている。こうした中で野田市は無料指定袋制度として定着し、議案第1号資料だと一定量無料型と分類されている。これは無料配布120枚を超過した場合に購入する有料袋の価格が、ごみ処理費用の約半分を負担するものである。一定量無料型ということで、一定量をオーバーしたら有料という意味合いでの分類ということのようだが、野田市のように基本的に無料配布されている袋の範囲内でごみ処理が運用されている方式は、他の自治体には見られないということで、非常に画期的な制度だと認識している。これは、野田市が市民一日当たりのごみの排出量が1,000グラムを超過していた約30年近く前の状況の中で平成5年にこの審議会が出来て、先輩の委員の皆様がごみ減量を柱とした画期的な処理方式というのを答申し、平成7年度から規定枚数の袋を住民登録した住民に無料配布することで1年目に30パーセントの減量達成という実績を残し

た。以降24年の歴史を経てきた。この間、袋の枚数を見直し、普通のビニール袋型からレジ袋型に変更、^{せんていし}剪定枝の無料回収の実施、袋の引換券の総容量の範囲内の容量交換など、市民の利便性を考慮した見直しを行ってきたことは皆様も承知のことだと思う。この制度が今日まで継続されてきたのは、何よりも市民の方及び市内事業者の御理解・御協力を得られたからに他ならない。また、野田市のごみ減量化施策を円滑に進めるために、各地域の廃棄物減量等推進員が市内各所の事情を踏まえて脈々と活動を続けてきたこと、野田市環境部の職員や野田市再資源化事業協同組合の皆様の対応等も支えになってきたものと認識している。ということで今回のまとめとして、議案第1号資料の4ページに記載の「(4)今後の進め方について」はこれまでの経過を考えると制度自体定着していると認識しており、今後も基本の指定ごみ袋制度を現状維持していくことが妥当だと考える。ただし、答申として整理する段階になると、後段の最後の「今後の指定ごみ袋制度のほか」以降の、ごみの分別や排出方法の工夫等の知恵を出しながらごみの減量を目指していく、という内容の文言は制度を運用していく中で記載する内容になると思う。事務局はどう考えているか。

小沼清掃計画課長補佐

これから整理をさせていただく中で、今御発言を頂いたことも考慮して答申案を作成し、委員の皆様にお示しさせていただければと思います。

会長

最初に申し損なったが、議案第2号が本日举行第6次答申の内容を決めるもので「指定ごみ袋制度について」も答申の中に入る。A委員からの指摘は、議案第1号資料4ページの後半の「今後も」以降は運用に当たるものだからあえて入れる必要がないのではないか、ということだと思う。私が意見を言うことは良くないかもしれないが、私は「指定ごみ袋制度について」に関する答申なので、事務局案のとおり現状維持とする、と答申するのであれば「現状維持することとする。」まででいいのではないか、という意見である。

小沼清掃計画課長補佐

A委員から発言がありましたとおり、その部分については、今回四つの項目で答申を予定しておりますが、その中の一つ、指定ごみ袋制度そのものについてということですので、今の制度を維持するということであれば、そのような形で答申の方は案を提示させていただければと思っております。

会長

ほかに質問・意見を問うた。

B委員

議案第1号資料「指定ごみ袋制度について」の最初のページにも書いてあるとおり、「平成39年度までに30パーセントの削減を目指し」と書いてあるが、そういうことを考えていくと「現状維持することとする。」ということでは終わりにしてしまうと、今31年だから8年後に30パーセントに近づけば良いが、今以上にごみ袋制度のほか、新しい分別や排出方法の工夫等を少しでもやっていかないと目標

としている30パーセントに近づくのは難しいと思う。このままの案でいくと現状維持でそんなに変わらない気がするため、私は入っていた方がいいと思う。

会長

ほかに質問・意見を問うた。

柏倉環境部長

事務局の説明不足もございまして、委員の皆様も混乱している部分もあると思います。本日の議題にさせていただいています「指定ごみ袋制度について」ということで名称が分かりづらいところがあります。指定ごみ袋制度になりますと、減量施策全般というように捉えがちになってしまうのですが、今日は答申を頂きたいということで4項目を用意させていただいております。ごみ減量施策の推進ということで全般についての御答申をまず頂きたい。その中の項目の一つとして指定ごみ袋制度があり、無料配布枚数を年間120枚で制度を維持していく、という一つの施策として出させていただいています。「指定ごみ袋無料配布枚数の見直しについて」は、既に審議会でも御議論いただいて皆様に御了解をいただいている項目でございまして、今回意見を頂くものには入っておりません。これにつきましては前の審議会でも御説明しましたように、3年の長期継続契約で業者にごみ袋の配布・製作をお願いしておりますので、年度によっては業者の都合もあり増減というのが把握しづらいということで3年間の平均により、また御議論をいただくということで了解を得ているところでございます。「指定ごみ袋無料引換券の容量選択制について」は、これも既に御議論いただいて了解を得ているのですが、今年の4月から公共施設を17か所から21か所に増やしまして、指定ごみ袋無料引換券の容量交換と直接ごみ袋まで交換できるようにする。それから「高齢者・障がい者世帯の紙おむつ対策について」ですが、これも了解を得ているところでございまして、40リットル袋を20リットル袋にし、枚数も倍になって排出機会も増えるということで、非常に利便性が上がったという声を頂いているのでこれも現状維持ということであり、この4項目の中の一つが指定ごみ袋制度でございまして。先ほど「30パーセント削減までまだ厳しい状況があって現状維持という言い方よりもちょっと踏み込んだ」という御意見を頂きましたけれども、まず議題第1号の「指定ごみ袋制度について」は、無料配布枚数120枚で超過分はごみ処分費を上乗せした形で高額なごみ袋になる今の制度をそのまま維持していく、ということになりますので、新しい年度にごみ減量についてどのような減量施策が必要なのかということを変更して皆様に御議論いただくということでございます。全般的な制度そのものをそのまま継続ということではなくて、各方針は一つ一つが部品の一つでございまして。そういったことを御理解いただいた中で皆様の方からまた御意見を頂きたいと思っております。

会長

議案第1号と議案第2号がオーバーラップするように話を進めてしまい申し訳ないが、議案第1号資料4ページの「指定ごみ袋制度は、現状維持することとする。」ということに対しての意見はないと考えてよろしいか。そうであればB委員から発言があったように、更に工夫等をしないといけないことはもちろんであり、議案第1号資料として「今後も」以降の文言が入っているのは間違いのないことであるため、

議案第1号としてはこれで良いと思う。

A 委員

私は反対して入れなくていいという意味ではなく、考え方としては絶対にいるという当然の考えだが、整理するときの表現として「したがって、現状維持することとし、今後も指定ごみ袋制度のほか、」と書かれているので、文脈からすると維持するが、維持した制度を実際に運用するときはこのようなことを考える、という運用の中身が書かれていると認識している。そのため議案第1号資料に書くことは良いと思うが、答申で運用の中身を書くものではないという考えがあるため、実際に答申の後で新しい制度が出来れば、その答申に基づいて新年度が始まり運用していくという認識をしていた。それで使い分けをする、と申したつもりであり、いらぬという意味ではない。

会長

第6次答申については議案第2号で、まず答申案を委員の皆様のお手元に配っていただき、4項目並べた形で御審議いただければと思う。そのような形にさせていただければと思うが、お認めいただけるようであれば議案第1号についてお諮りさせていただいてよろしいか。この議案第1号「指定ごみ袋制度について」では現行の制度を継続する、というところがポイントであるが、これについて事務局案のとおり了承するというところでよろしいか。

【異議無し】

【休憩】

会長

議案第2号の説明を求めた。

茂木清掃計画課ごみ減量係長

議案第2号について説明をした。

会長

答申案を1枚めくったところの別添1が先ほど審議した議案第1号を反映して答申案の形にしたというものであるが、議案第1号資料4ページの最後の文章を除いた形のもので案として出ている。4項目並んでいる中で「指定ごみ袋制度について」と書いてあるのでこうした案になっているがこちらで良いのか、または議案第1号資料のように、更に運用に当たって色々工夫して減量を目指していくといったような文言を入れておいた方が良いのか御議論いただけたらと思う。

議案第2号「1 指定ごみ袋制度について」に対し、質問・意見を問うた。

C 委員

事務局案のままで大変良いのではないか。

会長

ほかに意見・質問を問うた。

B 委員

「指定ごみ袋制度について」のみの答申なので、今までどおりの制度で維持していくということで、今後またこの文言については違うところで出てくるのか。

会長

2・3・4項目については、前回までの審議会での議論をまとめたものとなっていて、審議の結果を反映した答申案になっている。これから確認していただく。

B委員

指定ごみ袋制度自体は今までどおり無料配布120枚、その超えた分に対しての有料の金額等をそのまま変えずにいくということによろしいか。

会長

無料配布枚数120枚ということは、次の「2指定ごみ袋無料配布枚数の見直しについて」に内容があるがそういうことである。そこも含めて維持ということが「1指定ごみ袋制度について」の内容になる。先ほど意見のあった、更に工夫をして減量する、というものは、この審議会が一番大事な「方策を出していく」という位置付けではないかと思う。残念ながら今回の答申で新しいアイデアを盛り込むことはできていないが鋭意頑張っていく、という判断で答申案としては今年度決めたことを挙げる形になっている。

ほかに意見・質問を問うた。

A委員

いろいろ書き出すと、どこまで書くのかということになると思う。制度そのもののため、オーバーに言うと法律、規則があって、それから運用細則があるということになってくる。議案第1号であった意見は事務局からの答申案で整理されて、先ほど確認もされているため、当然今後新たな動きになるときは審議会の経過を踏まえて新たなスタートに付いていくというのが当然であり、答申に書くかどうかは別の認識と思っている。25年ほど続いたこの制度で、ここまで見直しをしながらきた現状を続けていくかが柱で、この制度を続けようと答申でうたえばいいと認識しているため、このままでいいのではないかと思う。

会長

それでは残り2・3・4項目について、先ほど私が申したように今までの審議を反映したものになっているはずのため、その確認も含めて意見をお願いしたい。

小沼清掃計画課長補佐

2番目の「指定ごみ袋無料配布枚数の見直しについて」でございますが、指定ごみ袋の供給事業が3年間の長期継続契約となっているため、この3年間の平均交換枚数で見ることが妥当だろうという御判断をいただきまして、直近3年間の平均交換枚数が約111.6枚となっていたことから無料配布枚数である今の120枚は妥当な無料配布枚数だと判断されることから、見直しは行わず現状維持とする旨を書かせていただいております。なお、今後も3年間の交換枚数を検証する必要があるため、次回平成32年度までの交換枚数を検証した上で「平成33年度に改めて審議することとする。」こととしております。3番目の「指定ごみ袋無料引換券の

容量選択制について」でございますが、今年度から引換券同士の容量交換を17か所の公共施設で行っております。そうするとごみ袋に変えるまでに2ステップとなっておりますが、直接指定ごみ袋と交換できる1ステップにすることで更なる利便性が図れることから、「次のとおり行うこととする。」としまして、で内容を書かせていただいております。現在の17か所の公共施設に谷吉会館、七光台会館、島会館、関宿会館の4施設を追加し合計21か所の対応ができるようにすること、また引換券同士の交換を希望されることも考えられることからそちらの方も継続して行うこと、またこの制度については市報のほか、リサイクルフェア等のイベントで積極的にPRをしていくこと、を書かせていただいております。最後、「4高齢者・障がい者世帯の紙おむつ対策について」でございますが、平成29年度からごみ袋の容量を半分にして配布枚数を倍にしております。そうしたことから現在は制度に対する意見・要望等がほとんどなくなっていることから、こちらにつきましても「現状の制度を維持することとし、新たな意見等が出てきたら改めて審議することとする。」と書かせていただきました。以上が事務局の答申案でございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

会長

ほかに意見・質問を問うた。

ほかに質問・意見がないので議案第2号ごみ減量施策等の推進について（第6次答申案）について、事務局案のとおり了承するという事によろしいか。

【異議無し】

【休憩】

会長

第6次答申を読み上げ、市長へ手渡した。

市長

答申に対する御礼の言葉を述べた。

小沼清掃計画課長補佐

次回の審議会の開催予定について、年度が変わる関係もあり決まり次第郵送で開催通知を送らせていただきます。

会長

閉会を宣言した。